

第37回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和5年6月26日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第37回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
		2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 齋藤秀樹、主任 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名でございます。</p> <p>欠席委員は1番 小山委員でございます。</p> <p>推進委員の出席は19名でございます。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第4号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	--

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 足利農業振興地域整備計画の軽微な変更(案)に係る市長からの協議について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第37回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時43分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

3番 石橋委員、14番 赤坂委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が2件、筆数が4筆、面積が1,032㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が8件、筆数が15筆、面積が3,830.87㎡です。

合計いたしまして、件数が10件、筆数が19筆、面積が4,862.87㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページに、第5条の届出を3ページから5ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の6ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

はじめに資料の訂正をお願いいたします。申請番号1番の二筆目でごい

ますが、現況地目 畑となっておりますが「田」の誤りでございます。その下の合計欄ですが、畑2筆となっておりますが、田 1筆、185㎡、畑 1筆、388㎡に訂正願います。また、欄外の合計についても、同様に訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは説明いたします。

申請番号1番です。申請地は荒金町にある畑、2筆の合計面積は573㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、高齢であり、自宅から離れている申請地は耕作に不便であるため手離したい、というものです。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利であり、相対で借りて現に耕作しているため取得したい、というものです。

議案書の45ページをお開きください。

本件の調査書でございます。許可の要件につきましては、該当する項目である第2項第1号、第4号、第6号、以上3項目ともすべて適となっております。他の項目につきましては適用がございません。譲受人の現在の耕作面積につきましては、正式な耕作権に基づくものはございません。本申請地を取得した後の耕作面積は、573㎡となります。小面積の耕作を目的とした、家庭菜園的な農地の取得をしようとするものであります。

現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

3条許可申請は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 森山委員

11番

11番 森山です。

調査の結果を報告いたします。

資料の45ページをご覧ください。

調査年月日は令和5年6月14日、水曜日、午前10時から、調査班は三田委員を班長といたしまして、清水委員、本島委員、星野会長職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、農地法第3条許可申請に伴い申請地2筆の確認を行ったものであります。

本案件は過日、全員協議会で申し合わせを行いました農地の取得に関する対応方針に照らし合わせますと、非農家による農地の取得についての取り決めを適用することとなります。

なお、調査会の際に調査班から申請地において譲受人が相対で借り、耕作を10年以上にわたって行っていることの確認ができました。

また、申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況、水路や道路等の状況から、周辺地域の農地集積への影響はないものと考えられることを、調査班が確認、判断しております。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 特にございませぬ。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

6月の申請件数は7件で、一般住宅が5件、駐車場が1件、資材置場が1件となっております。議案書後半の個別の調査書を見ながらご説明いたします。

議案説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。

議案書の7ページをお開きください。

申請番号1番の地番ですが、現在710番3となっておりますが、正しくは710番1でございます。申し訳ございません。

それではご説明いたします。

1番、申請地は大月町地内の田、650㎡となっております。施設の概要は一般住宅1棟を設置するものです。申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の46ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

7ページにお戻りください。

2番、申請地は駒場町地内の畑、354㎡となっております。転用の用途は資材置場で申請事由は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の47ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

7ページにお戻りください。

3番及び4番の案件でございますが、議案作成後に譲渡人が亡くなられていることがわかりましたので掲載されてはございますが、今回は保留とさせ

ていただきたいと考えております。

8ページをお開きください。

5番、申請地は堀込町地内の畑、計457㎡となっています。施設の概要は一般住宅1棟を設置するもので、申請内容は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の50ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものとは判断しております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

8ページにお戻りください。

6番、申請地は堀込町地内の畑、計427㎡です。施設の概要は一般住宅1棟を設置するもので、申請内容は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の51ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものとは判断しております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

8ページにお戻りください。

7番、申請地は里矢場町地内の田、468㎡です。施設の概要は一般住宅1棟を設置するもので、申請内容は記載のとおりです。契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の52ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものとは判断しております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可の審議案件、合計5件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件は一括審議といたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、3番、4番を保留とし、それ以外を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の9ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

10ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。

改正前の基盤強化法第19条による農用地利用集積計画について、貸借権

設定については、件数が23件、筆数が31筆、面積が34,844㎡です。

所有権移転については、件数が6件、筆数が7筆、面積が11,670㎡です。

審議の後、承認をいただきましたら、6月30日付けで公告の手続きを行います。よろしくお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時00分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時01分 出席】

議長

次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時02分 議長交代】

議長

続いて3番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、13番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前10時02分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した長谷川委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前10時03分 出席・交代】

議長

続いて4番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、12番 河内委員の退席を求めます。

【午前10時03分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、4番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した河内委員の出席を求めます。

【午前10時04分 出席】

議長 続いて5番から23番まで及び所有権移転についてを上程いたします。
本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、5番から23番まで及び所有権移転についてはそのように決定いたしました。

引き続き、議案第3号 農用地利用集積計画（中間管理事業分）を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 19ページをご覧ください。

農用地利用計画一括方式（機構による貸借）の設定を行うものです。

20ページの総括表でご説明いたします。

改正前の農地中間管理事業法第19条の2、農地利用集積計画一括方式に基づく賃貸借権設定についてになります。

件数が30件、筆数が58筆、面積が58,269.78㎡になります。詳細につきましては、21ページから31ページまでとなります。

以上、ご審議お願いいたします。

議長 本件は先に1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時05分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時06分 出席】

議長 続いて、3番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、10番 星野委員の退席を求めます。

【午前10時06分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した星野委員の出席を求めます。

【午前10時07分 出席】

議長 続いて4番から30番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、4番から30番まではそのように決定いたしました。

ここで、次の議案説明のため農政課職員の出席を求めます。

【午前10時08分 出席】

議長 続いて、議案第4号 足利農業振興地域整備計画の軽微な変更（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

農政課 桜井と申します。よろしくお願ひいたします。

農政課 海野と申します。よろしくお願ひいたします。

足利農業振興地域整備計画の軽微な変更についてご意見を頂戴したく、説明に伺いました。

議案書の33ページをご覧ください。

足利農業振興地域整備計画の軽微な変更（案）についてご説明いたします。

今回の案件は1件でございます。こちらは農用区域内の農地、いわゆる青地の用途を田や畑としてではなく、農業用施設用地に変更するものです。

農用地の田や畑を住宅等に変更する際には、農用地域からの除外が必要となりますが、農業用施設用地として利用する場合は、計画上の用途を変更し、農用地域のままで利用することができます。

本件は、川崎町の田 2筆、合計1,162㎡を農業用施設用地に変更したいというものです。

こちらの申出理由につきましては、申出者は毛野地区、富田地区において米及びアスパラガス等の栽培をしておりますが、経営面積の拡大により既存の農業用倉庫では手狭となったため、既存の敷地に隣接して農業用倉庫を増設したいというものです。

34ページ以降に図面等を付けさせていただきました。34ページに農振図、35ページに位置図と公図を載せております。36ページに土地利用計画図を、37ページ以降に立面図等を載せさせていただきます。

なお、用途区分の変更手続後に、農業委員会で農地転用許可の申請がなされる予定となっております。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時11分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号はそのように承認いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

また農政課職員の退席となります。

【午前10時12分 出席・退席】

議長

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて 報告事項 農地所有適格法人の報告について、農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び非農地証明願の処理経過について一括して事務局の報告を求めます。

主査

議案書39ページをご覧ください。

報告事項 農地所有適格法人の報告についてを説明させていただきます。

今回は1件となります。

法人名は株式会社アティクファーム 代表取締役 繁山 健さんから報告いただきました。

農地所有適格法人は4つの要件を満たしているかどうかを確認することになります。

まず1つ目は法人形態要件としまして、株式会社でかつ非公開であることで、この要件は満たしております。2つ目は事業要件といたしまして、売上の過半が農業ということで、トルコギキョウが76%と記載されておりますが、残りの24%につきましては、営農型太陽光発電の売電ですので、農業関連事業となりまして、売上としますとトルコギキョウと売電で100%の農業の売上ということになります。3つ目が構成員要件となりまして、総株主の議決権の過半が常時従事者であることということで、代表取締役である繁山氏が、年間250日従事されているということで、要件を満たしております。最後に、役員要件といたしまして理事等（株式会社の取締役）の過半が農業へ年間

150日以上従事、役員または重要な使用人1人以上が農作業へ年間60日以上従事ということで、こちらの法人は役員が4名ということで、代表取締役が250日、取締役1名の方が250日、外2名の取締役の方が150日従事ということで、要件を満たしております。

以上報告いたします。

主幹

続きまして、議案書の40ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

番号1です。届出地は南大町にあります畑、5筆、面積の合計は1,839.31㎡です。令和4年5月24日付けで第5条の届出が受理されたのちに、記載のとおり取消願が提出されました。取消の理由は、売買契約が不成立となったためです。願出に基づき、令和5年5月31日付けで届出受理の取消を行いました。

以上でございます。

続いて、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

申請地は葉鹿町にあります畑、面積は524㎡です。願出の理由は、昭和50年の建築から現在まで、住宅敷地として一体的に利用しているため、というものです。非農地として20年以上経過しており、証明の要件を満たしております。受付日は令和5年5月17日、処理日は5月26日です。現地確認は柏瀬委員と事務局で行っております。以上、ご報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

それではご了承承願いたします。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第37回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時18分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月14日

足利市農業委員会

3番委員

14番委員